

# 第1049回教育委員会

平成29年12月25日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集  
について (高校教育課)
- (2) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)につ  
いて (高校教育課)

4 議 題

- 議第1号 山形県教員「指標」の策定について (総務課)
- 議第2号 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有  
形文化財の指定について (文化財・生涯学習課)
- 議第3号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定に  
ついて (文化財・生涯学習課)
- 議第4号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

# 平成 30 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集実施要項

山形県教育委員会

平成 30 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集は、平成 30 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

## 1 募集定員

設置学科	コース	募集人員
生産情報	情報技術コース	約 3 名
	生産システムコース	約 3 名
	生産デザインコース	約 2 名

## 2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は平成 30 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## 3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、平成 29 年 12 月 15 日(金)に県公報によって行う。県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

## 4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項 1 部(入学願書も添付)を平成 29 年 12 月 21 日(木)必着で、県教育庁高校教育課長あて提出する。

## 5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

## 6 出願期間

平成 30 年 1 月 4 日(木)から同年 1 月 12 日(金)正午までとする。  
郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

## 7 提出書類

### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和 43 年 3 月県条例第 18 号)に基づき、入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm×5cmのもの。

(3) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、当該高等学校の調査書。  
高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、平成29年4月1日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在  
学校の健康診断の写しで可とする。

## 8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

(1) 期 日 平成30年1月20日(土)

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文(50分)

ロ 面接(15分程度)

## 9 合格発表

平成30年1月24日(水)午後3時予定

## 10 その他

細部については、平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集要項  
によることとし、同校に問い合わせること。

## 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）

	希望者数（人） a			内定者数（人） b			内定率（%） b/a			未内定者数（人） a-b		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
本年	<b>2,338</b>	<b>702</b>	<b>3,040</b>	<b>2,114</b>	<b>647</b>	<b>2,761</b>	<b>90.4</b>	<b>92.2</b>	<b>90.8</b>	<b>224</b>	<b>55</b>	<b>279</b>
公立	1,489	506	1,995	1,380	475	1,855	92.7	93.9	93.0	109	31	140
私立	849	196	1,045	734	172	906	86.5	87.8	86.7	115	24	139
村山	1,115	172	1,287	984	158	1,142	88.3	91.9	88.7	131	14	145
最上	140	58	198	118	57	175	84.3	98.3	88.4	22	1	23
置賜	426	137	563	406	123	529	95.3	89.8	94.0	20	14	34
庄内	657	335	992	606	309	915	92.2	92.2	92.2	51	26	77
前年	<b>2,311</b>	<b>644</b>	<b>2,955</b>	<b>2,000</b>	<b>573</b>	<b>2,573</b>	<b>86.5</b>	<b>89.0</b>	<b>87.1</b>	<b>311</b>	<b>71</b>	<b>382</b>
公立	1,533	454	1,987	1,348	414	1,762	87.9	91.2	88.7	185	40	225
私立	778	190	968	652	159	811	83.8	83.7	83.8	126	31	157
対前年比	27	58	85	114	74	188	3.9	3.2	3.7	▲ 87	▲ 16	▲ 103
公立	▲ 44	52	8	32	61	93	4.8	2.7	4.3	▲ 76	▲ 9	▲ 85
私立	71	6	77	82	13	95	2.7	4.1	2.9	▲ 11	▲ 7	▲ 18

\* 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

議第 1 号

山形県教員「指標」の策定について

山形県教員「指標」を別紙のとおり策定する。

提 案 理 由

教育公務員特例法第 22 条の 3 の規定に基づき、本県の教員の資質向上に関する「指標」を策定するため提案するものである。

平成 29 年 12 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

# 山形県教員「指標」(案)

## 山形県教育委員会

### 1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を踏まえ、県内教職課程認定大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を明確化した指標を定める。

### 2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。

なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

### 3 指標が対象とする教員等の範囲

県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭(常勤講師及び短時間勤務教諭を含む)、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。

なお、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

### 4 校長の指標

校長の職責及び役割の大きさに鑑み、校長の指標を策定する。

### 5 本県が採用時に求める教員の姿(※山形県教員選考試験 基本方針より)

- (1) 児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある方
- (2) 明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する方
- (3) 豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける方
- (4) 山形県を愛し、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校を築こうとする方

「5 本県が採用時に求める教員の姿」(※山形県教員選考試験 基本方針より)に基づき、本県教育委員会が行う教員採用、及びその後の資質向上の前提となる、初任者に求める「**着任時の姿**」を、以下のとおりとする。

### 【 「着任時の姿」 】

#### ○教諭(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教諭及び主幹教諭)

##### 【教職の実践に関する資質・能力】

- 1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。
- 2 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。
- 3 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。
- 4 学習評価の意義と方法について理解している。
- 5 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。
- 6 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。

##### 【教職の素養に関する資質・能力】

- 1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることことができる。
- 2 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に対する専門性を身に付けている。
- 3 学び続ける教員の重要性について理解している。
- 4 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。
- 5 山形県を愛し、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。
- 6 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。

#### ○養護教諭(※教諭と共通するものは除く。)

##### 【養護教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。
- 2 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。
- 3 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。
- 4 人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。

#### ○栄養教諭(※教諭と共通するものは除く。)

##### 【栄養教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。
- 2 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。
- 3 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。
- 4 栄養管理責任者としての役割について理解している。
- 5 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。

#### ○幼稚園教諭(※教諭との整合性を図りつつ、「児童生徒」を「幼児」に、「学習指導要領」を「幼稚園教育要領等」などに、文言を置き換えている。)

## 7 指標の段階

指標には、本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「**着任時の姿**」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

### ○教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ（5段階）

- ・ 着任時の姿           （初任時）
- ・ 始発期               ※（初任時～3年目）
- ・ 成長期               ※（4年目～10年目）
- ・ 充実期               ※（11年目～20年目）
- ・ 組織運営期       ※（21年目～退職）

※キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際のあくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。

例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

## 8 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、養護教諭用、栄養教諭用、幼稚園教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
A：教職の実践に関する資質・能力 (担任力)	B：教職の素養に関する資質・能力
<p>○生徒指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒理解力・教育相談力</li> <li>・ 集団指導力・学級経営力</li> </ul> <p>○学習指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的授業力・カリキュラムマネジメント</li> <li>・ 指導の積極的改善</li> <li>・ 教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化</li> </ul> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> <p>○特別支援教育力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の理解と実践力</li> </ul>	<p>○総合的な人間力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢にふさわしい社会力</li> <li>・ 豊かな人間性・教養</li> <li>・ 学び続ける姿勢</li> </ul> <p>○教育公務員としての自覚</p> <p>○チームマネジメント能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営参画意識</li> <li>・ 連絡調整力</li> <li>・ チーム運営力</li> <li>・ 後輩への指導・助言力</li> </ul> <p>○危機管理対応能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校安全の意識</li> <li>・ 学校情報管理の意識</li> </ul>



養護教諭用	
A：養護教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談力</li> <li>保健管理力</li> <li>保健教育力</li> <li>保健室経営力</li> <li>保健組織活動力</li> </ul> <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル <input type="checkbox"/> 特別支援教育力	<p style="text-align: center;">※教諭用と共通</p>
栄養教諭用	
A：栄養教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導力 児童生徒理解力、食育推進力、 給食時間における食に関する指導力、 教科等における食に関する指導力、 個別的な相談指導力</li> <li>学校給食管理力 栄養管理力、衛生管理力</li> </ul> <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル <input type="checkbox"/> 特別支援教育力	<p style="text-align: center;">※教諭用と共通</p>
校長用	
<input type="checkbox"/> 総合的な人間力 <input type="checkbox"/> 教育公務員としての自覚 <input type="checkbox"/> 経営・組織マネジメント力（学校経営力、人材育成力、連携・協働調整力） <input type="checkbox"/> 危機管理	
幼稚園教諭用	
A：保育の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<input type="checkbox"/> 幼児理解力 <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児理解力・教育相談力</li> </ul> <input type="checkbox"/> 保育指導力 <ul style="list-style-type: none"> <li>集団指導力</li> <li>基礎的保育力・カリキュラムマネジメント</li> <li>指導の積極的改善</li> <li>保育の専門性の構築</li> </ul> <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする幼児への指導・援助力</li> </ul>	<p style="text-align: center;">※教諭用と共通</p>

## 9 指標の構成

- (1) 指標のキャリアステージ（5段階）を横軸とし、各観点を縦軸として、キャリアステージ及び観点到した項目内容を記述し、表を作成している。
- (2) 各キャリアステージにおいて○印を付けた重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。（その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。）
- (3) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は、「探究型学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICT機器の活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考え方から、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (4) 県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

## 10 指標の文言

- (1) 指標の文言について、教諭・養護教諭・栄養教諭用においては、めざす資質・能力像として示すため、文末表現を「～できる」としている。また、校長用においては、資質・能力の発揮という観点から、文末表現を「～を行う、～する」としている。
- (2) 本県で使用している教育用語の中で、特に説明が必要な文言について、以下に示す。

### 【担任力】（山形県教員指標 教諭用A 領域）

「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく力

（出典：「担任カリーフレット 第1集」2013.3 山形県教育委員会）

### 【探究型学習】（山形県教員指標 教諭用A 項目25）

自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習

（出典：「平成29年度 学校教育指導の重点」2017.3 山形県教育委員会）

### 【ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業】（山形県教員指標 教諭用A 項目36、幼稚園教諭用A 項目36、養護教諭用A 項目36）

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」の定義

「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できるために、配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫した授業づくり」

（出典：研究報告書第80号「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」2013.3 山形県教育センター）

### 【師表】（山形県教員指標 校長用 項目4）

「師表」：師として人の手本・模範となること。また、そういう人。（大辞林）

「完璧な人間がないように、誰しも完璧な師表にはなり得ない。大切なことは、師表たる教師になろうという意識を持ち続けること、そうなるために努力することである。教員になるということ、教員であり続けるということは、そのような覚悟が必要なのである。」

（出典：「信頼される学校教育を推進するために～管理職等のための『校内研修活用資料』～」及び「師表」2011.12 山形県教育委員会）

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
担任力（学級担任とともに教科担任としての資質・能力も含む）	生徒指導力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
		2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
		3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○			
		4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○			
		5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○		
		6 児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。				○	
		7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。					○
	集団指導力・学級経営力	8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2				
		9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○			
		10 学校の教育活動全体の道德教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。			○		
		11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			○		
		12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。			○		
		13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。					○
学習指導力	基礎的授業力・カリキュラムマネジメント	14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。	○3				
		15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。		○			
		16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。		○			
		17 学習内容の習熟の程度などを踏まえて、個に応じた指導を行うことができる。		○			
		18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。			○		
	指導の積極的改善	19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○
		20 学習評価の意義と方法について理解している。	○4				
		21 評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。		○			
	教師としての専門性の構築・専門教科の指導力強化	22 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。			○		
		23 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。				○	
24 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。			○				
25 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。			○				
26 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。			○				
27 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。				○			
28 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。					○		
ICT活用力・情報モラル	29 英語教育や道德教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。					○	
	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○5					
	31 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用することができる。		○				
	32 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○			
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。				○		
特別支援教育力	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○6					
	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。		○				
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○			
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。			○			
	39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○		
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○	



領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。	○1					
		2 悩みや困ったことが生じた場合等には、管理職や同僚に相談することができる。		○				
		3 互いに相談し合える雰囲気率先してつくることできる。				○		
		4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。				○		
	豊かな人間性・教養	5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。	○2					
		6 日本及び外国の文化・歴史、環境問題、平和問題等についての広い知識をもっている。		○				
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。				○		
		8 地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。				○		
	学び続ける姿勢	9 学び続ける教師の重要性について理解している。	○3					
		10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。		○				
		11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。				○		
		12 教師として自己革新への意欲をもち続け、教育の動向等を踏まえつつ、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。					○	
教育公務員としての自覚	13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。	○4						
	14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。		○					
	15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。					○		
チームマネジメント能力	経営参画意識	16 山形県を愛し、人とのつながりを大切に、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。	○5					
		17 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。		○				
		18 組織の一員として自己の役割を自覚し、学校・園の運営に貢献することができる。				○		
		19 学校・園を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。					○	
		20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力を持ち、全体最適の視点から学校・園の職務を推進することができる。						○
		21 学校・園の運営について、機会を自らつくり出して管理職に意見具申することができる。						○
		22 組織運営や教科経営に積極的にに関わり、学校・園の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。						○
	23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらかつその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。						○	
	連絡調整力	24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。				○		
		25 学校・園の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。					○	
		26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。						○
		27 外部との調整の実務担当者として、学校・園の課題に応じて人的・物的資源を活用することができる。						○
	チーム運営力	28 互いの課題や悩みに気づき、支え合う環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。					○	
		29 会議や研修が効率的に行われるように、参加者の意見や積極的な取組みを引き出すことができる。					○	
		30 同僚の特性や強みを見取り、それらを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。					○	
31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。							○	
後輩への指導・助言力	32 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。					○		
	33 自らの指導及び援助等の技術を公開し、職員のロールモデルであることを自覚し、後進の育成に当たることができる。						○	
危機管理対応能力	学校・園の安全管理	34 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。	○6					
		35 危険発生時の対処要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故、災害への的確な対応ができる。		○				
		36 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・園の安全に関する実践を推進することができる。					○	
		37 危険発生時の対処要領の作成に参画し、事件・事故、災害への的確な対応ができる。						○
	学校・園の情報管理	38 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報の保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。		○				
		39 パソコンの使用規程などを整備し、安全管理を徹底することができる。					○	
		40 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。					○	

能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
健康相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うことができる。		○			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。			○		
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。			○		
保健管理力	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。	○2				
	6 健康に関する個人情報の管理を適切に行うことができる。		○			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。		○			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、疾病予防等を行うことができる。		○			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。		○			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。		○			
	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることことができる。				○	
保健教育力	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。				○	
	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。	○3				
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。		○			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。		○			
	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。		○			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。				○	
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。					○
保健室経営力	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。				○	
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	○4				
	21 保健室の環境整備ができる。		○			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。		○			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。				○	
保健組織活動力	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。				○	
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。					○
	26 人とのつながりを大切に、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	○5				
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。		○			
ICT活用力・情報モラル	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			○		
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。			○		
	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。					○
	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○6				
特別支援教育力	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し学校のICT環境の整備を進めることができる。			○		
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。					○
	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○7				
	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。		○			
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○	
特別支援教育力	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○		
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○	
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○



領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
食に関する指導力	児童生徒理解力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2 一人一人の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3 不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○			
	食育推進力	4 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○2					
		5 児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。		○				
		6 学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。			○			
		7 食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。					○	
	給食時間における食に関する指導力	8 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○3					
		9 学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。		○				
		10 地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地場産物の導入等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。				○		
	教科等における食に関する指導力	11 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。	○4					
		12 教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。		○				
		13 PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。				○		
	個別的な相談指導力	14 カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。			○			
		15 肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。				○		
		16 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。				○		
		17 スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。						○
学校給食管理力	栄養管理力	18 栄養管理責任者としての役割について理解している。	○5					
		19 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立を作成することができる。		○				
		20 教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。		○				
		21 児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。		○				
		22 自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。			○			
		23 児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるよう献立の工夫や改善を図ることができる。					○	
	24 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。					○		
	衛生管理力	25 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。	○6					
		26 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。		○				
		27 給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の校務処理を適切に行うことができる。		○				
28 食中毒や異物混入、食物アレルギー発症防止等の危機管理体制を構築し、対応方策を考えることができる。			○					
29 衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医・薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。				○				
ICT活用・情報モラル	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○7						
	31 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○					
	32 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。				○			
	33 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。					○		
特別支援教育力	34 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○8						
	35 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。		○					
	36 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○			
	37 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。				○			
	38 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。					○		
	39 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。						○	

## 山形県教員指標 校長用

☆「指標」(案) 校長用☆

領域	能力	項目	
総合的な人間力	管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に努め、職業倫理の模範を示すとともに、豊かな経験にもとづき、的確で迅速な判断・決断をしリーダーシップを発揮する。	
		2 国や県、市町村教育委員会の教育施策について情報を収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握し、教育哲学や理念に基づいた学校経営を行う。	
	学び続ける姿勢	3 自ら研究と修養に励み資質・能力を磨くとともに、職務上の自らの言動や行動を絶えず省察し、校長としてのマネジメント力等の向上を図る。	
教育公務員としての自覚		4 教育公務員として自ら法令を遵守し、「师表」となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。	
経営・組織マネジメント力	学校経営力	5 ①学校経営目標の設定と達成 自校の実態と使命を踏まえ、先見性をもって経営目標を策定し、その実現に向けて経営戦略を構築する。	
		6 学校評価をもとに教育活動や学校運営の状況を的確に把握し、継続的な評価・改善を行うとともに、積極的な情報発信を行い、説明責任を的確に果たす。	
	②カリキュラムマネジメント	7 教育目標の具現化に向けて学校の使命や教職員の実態等を踏まえ、特色を活かしたカリキュラムの作成・管理・改善にリーダーシップを発揮する。	
		③組織体制づくり	8 組織運営にかかわる内部・外部の環境条件を把握し、事務職員、技能職員等の職務も理解しながら、強みを活かした教育活動の実現に向けた組織づくりを行う。
			9 「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に、組織で対応する「チーム学校」づくりに指導性を発揮する。
			10 職場内のコミュニケーションを通じて協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団を育成する。
		11 業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。	
	人材育成力	①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。
		②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成を図り、管理職にふさわしい人材を発掘する。
		③人事評価	14 人事評価について十分に理解を深め、所属職員に対して適切な指導助言を行う。
	連携・協働調整力	①保護者・地域との連携・協働	15 保護者、地域の多様な関心やニーズを的確に把握し、学校の教育計画や教育活動に適切に外部の方の参画を促すなど、連携・協働を推進する。
②教育委員会等との連携・協働		16 学校の課題解決に向けて、教育委員会や関係機関と連携・協働する。	
③開かれた学校づくり		17 地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かし、郷土愛や地域への参画意識を醸成するため、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。	
危機管理	①学校安全管理	18 危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実を図り、事故等の未然防止に向け平素から職員の危機管理能力を高めるとともに、緊急時の対応においてリーダーシップを発揮する。	
		19 予算編成の趣旨を踏まえ効果的な予算の執行管理及び公金や諸帳簿の管理を適切に行うとともに、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理を徹底する。	
	②学校情報管理	20 HP、校内ネットワーク、ソフトウェア等における情報漏洩防止のため、厳正なセキュリティ管理を実施する。	

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
幼児理解力	幼児理解力・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛をもっている。	○1				
		2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
		3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○			
		4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。		○			
		5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。		○			
		6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。			○		
		7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を見通した指導・援助ができる。				○	
		8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることができる。					○
保育指導力	集団指導力	9 幼児の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2				
		10 幼児が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい集団づくりに取り組むことができる。		○			
		11 園生活における体験を通して、生命を大切にす心や思いやりの心、規範意識を育むことができる。		○			
		12 園目標の実現に向け、教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた保育を進めることができる。			○		
		13 地域や園の実態に応じ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等との連携や交流を図ることができる。				○	
	基礎的保育力・カリキュラムマネジメント	14 幼稚園教育要領等を理解し、保育を行うことができる。	○3				
		15 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することができる。		○			
		16 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことができる。		○			
		17 保育のねらいに応じて、指導・援助や環境構成を行うことができる。		○			
		18 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことができる。		○			
		19 幼稚園教育要領、学習指導要領、「第6次山形県教育振興計画」の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することができる。				○	
	指導の積極的改善	20 園の特色を生かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○
		21 幼児理解に基づいた評価の意義と方法について理解している。	○4				
22 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することができる。			○				
23 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことができる。				○			
24 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることができる。					○		
25 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることができる。						○	
保育の専門性の構築	26 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。		○				
	27 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。		○				
	28 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信をすることができる。			○			
	29 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことができる。				○		
	30 国や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることができる。					○	
ICT活用力・情報モラル	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○5					
	32 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器を活用することができる。		○				
	33 ICT機器の活用を教職員とともに推進することができ、園のICT環境の整備を進めることができる。			○			
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、保護者に的確な指導や助言ができる。				○		
特別支援教育力	35 インクルーシブ保育システムの考え方を理解している。	○6					
	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことができる。		○				
	37 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・援助を行うことができる。			○			
	38 個別の指導計画や支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○			
	39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに指導・援助を行うことができる。				○		
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことができる。					○	



## 山形県教員「指標」(案)に対する意見募集結果

- 1 意見の募集期間      平成 29 年 11 月 28 日 (火) から平成 29 年 12 月 11 日 (月) まで
- 2 意見の件数            1 2 名から    3 2 件の意見
- 3 主なご意見の概要と県教育委員会の考え方 (※同様の意見はまとめて回答)

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
<b>山形県教員指標策定に関わる全般的な事項について</b>		
①	○指標策定に係る協議を行う「協議会」のメンバーや、「指標」及び研修計画策定に係るスケジュール等を示していただきたい。	○本県の「指標」策定に向けて、協議を行ってきた「山形県教員資質向上協議会」の委員名簿や運営組織、協議の経過等の資料を、県のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。  URL: _____
②	○県教育委員会と市町村教育委員会が策定する指標との関連について教えてください。	○教育公務員特例法 (以下「法」という。)において、県教育委員会と市町村教育委員会は、それぞれ教員等の任命権者として「指標」の策定に関する義務があると規定されております。法において、市町村教育委員会には、「当分の間」、「指標」の策定義務は適用しないとされておりますが、策定する場合は都道府県の意見を聴くよう努めるものとするとしております。なお、このような法の趣旨を踏まえ、県教育委員会が策定する「指標」においては、各市町村教育委員会が任命権者となる幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員等に求められる資質についても、県の考え方を参考としてお示ししております。
<b>「1 策定の趣旨」について</b>		
③	○「策定の趣旨」に、「～保護者、産業界等との共通認識の下、～指標を定める」とあるが、パブリックコメントを実施しているのだから、「一般県民」も加えたらどうか。	○ご指摘いただいたとおり、本県教員の「指標」策定にあたり、県民の方々のご意見を広く聴取し反映させることが重要であると考えており、「1 策定の趣旨」の表記を、「 <u>県内教職課程認定大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、</u> 」と修正いたします。(※下線部を追加)
<b>「2 性格」について</b>		
④	○「2 性格」とあるが、どのような意味・意図で「性格」という文言を用いたのか。	○「本指標がどのような性質をもつものであるか」ということを「性格」という文言で記述しております。これまでも、本県の第3次総合発展計画短期アクションプランや、第6次山形県教育振興計画でも「プランの性格」あるいは「計画の性格」という文言を用いて説明しております。また、他の地方公共団体の計画等でも一般的に「～の性格」という文言が用いられている例が見られます。

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
<b>「2 性格」について</b>		
⑤	○「2 性格」に「指標は、人事評価に用いるものではない」と明記しているが、人事評価に用いられないことを、県教育委員会としてどのように担保するのか。	○「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について」(28 文科初第 1803 号 H29.3.31) の第二・留意事項 1「指標の策定に際し留意すべき事項について」の、「指標は教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意すること」の規定等に基づき、本県の指標にも「人事評価に用いるものではない」と明記しております。このことについて、今後も協議会の場や校長会等の機会を捉えて繰り返し周知を行ってまいります。
⑥	○「2 性格」について、「本県教員が主体的に…研修を行う目安」、「県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきもの」など、指標の特質を誰にでもわかりやすく表記した方がよい。	○ご指摘を踏まえ、「教員が資質向上を図る際の研修を行うための目安」、「県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきもの」、「人事評価に用いるものではない」という「指標」の性格をより明確に示すため、「2 性格」の文言について「 <u>なお、指標は、人事評価に用いるものではない。</u> 」と修正し、改行して記述いたします。
<b>「3 指標が対象とする教員等の範囲」について</b>		
⑦	○「指標が対象とする教員等の範囲」に、学校事務職員や栄養職員等が入っていないのはなぜか。教員以外の教職員の「指標」も早急に作成すべきである。	○このたび本県で作成した山形県教員「指標」は、平成 29 年 4 月 1 日に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」による規定のうち、教育公務員特例法第 22 条の 3 第 1 項に規定する「指標」、及び同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に規定する「指標の策定に関する指針」(以下「指針」と表記)に基づき策定したものであり、本県の「指標が対象とする教員等の範囲」も、「指針」の三の 1「学校種・教員等の職種の範囲」に基づき定めたものであります。ご意見をいただいた学校事務職員や栄養職員等の「指標」について、現時点では法的な策定義務はありませんが、今後の国の動向を注視しながら、他の地方公共団体における「指標」策定状況等についても研究してまいります。
⑧	○「指標が対象とする教員等の範囲」に、幼保連携型認定こども園を加えていただきたい。	○ご指摘を踏まえ、再度検討・整理を行い、県教育委員会が策定する指標の対象とする教員等の範囲については、教育公務員特例法の規定に則して、県教育委員会が任命権を有する教員等を記述することといたしました。一方、協議会等において、これまで幼稚園の教員等の資質に関する指標についても検討してきたことから、市町村教育委員会が指標を策定する際等に活用していただけるよう、参考としてお示しすることといたしました。このため、「3 指標が対象とする教員等の範囲」を、「県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長、教頭、～、栄養教諭とする。」とし、その後続けて、「 <u>なお、市町村立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう作成した。</u> 」と記述いたします。また、「山形大学附属学校園」の教員等については、本指標を参考とするかも含め、任命権者である山形大学長よりご判断いただくということから、記述しないことといたします。(※下線部追加)

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
「5 本県が採用時に求める教員の姿」について		
⑨	○(3)に「豊かな教養と高い専門性を身につけ」とあるが、採用時に「高い専門性」をすでに身に付けているというよりも、教職に就いて実践的な経験を積みながら学び続け、その中で「より高い専門性を身につけていく」という姿勢を求めた方がよいのではないかと考える。	○ご指摘を踏まえ、(3)を「 <u>豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢を持ち続ける方</u> 」と修正いたします。(※下線部を修正)
⑩	○(4)に、「郷土を愛し」という文言があるが、県外出身で本県の教員になる方にとっての「郷土」は、それぞれの方の「郷土」という理解もできる。「ぜひ、山形県を愛する山形県の教員になってほしい」という願いを込めるのであれば、「山形県を愛し」という文言にした方がよいと考える。	○ご指摘を踏まえ、(4)の「郷土を愛し」という文言を、「 <u>山形県を愛し</u> 」という文言に修正いたします。(※下線部を修正)
⑪	○(4)に、「よりよい学校や地域社会を築こうとする方」とあるが、学校の教員が「地域社会を築く」というよりも、「地域社会の中での学校の役割」を考えて、地域社会の特色を活かした学校づくりをするなどの表現の方がふさわしいと考える。	○ご指摘を踏まえ、(4)の「よりよい学校や地域社会を築こうとする方」という文言を、「 <u>地域社会においてよりよい学校を築こうとする方</u> 」という文言に修正いたします。(※下線部を修正)
教員指標「教諭用A」について		
⑫	○項目12について、学級経営という単位で考えた場合、「教職員や家庭との連携」は重要であると考えているが、「地域と連携しながら」という部分に関しては、学級単位で行うよりは、学年や分掌、学校単位の方がより効果があると考える。	○これからの学級経営においては、カリキュラム・マネジメントの視点からも、一人一人の教員が、学校・家庭の連携はもとより、地域との連携も視野に入れた学級経営を行っていくことが重要になると考えております。こうしたことから、「地域」という文言を入れた案文のままをしたいと思います。なお、ご指摘のとおり、学校単位での地域との連携も効果的であると考えており、校長用「指標」の項目15及び17に、地域との連携・協働に関わる文言を記述しております。

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
<b>教員指標「教諭用A」について</b>		
⑬	○担任として、児童生徒の家庭環境を十分に理解した上で、保護者と協力して児童生徒の指導にあたるのが大切である。その観点から、始発期に、「家庭環境を理解し、保護者との信頼関係を構築することができる」等の項目が必要と考える。	○ご指摘のとおり、担任として、保護者と連携しながら児童生徒の家庭環境等を理解し指導・支援を行うことが重要であると考えております。一方で、始発期にある教員においては、豊かな経験をもつ教員や管理職等も含めた教員組織の中で、保護者との信頼関係の構築や児童生徒の多面的な理解の仕方及び適切な指導・支援の方法等について学ぶことも重要だと考えており、教諭用Aの項目5に「組織的な指導・支援を行う」と記述しております。
⑭	○項目22、27、29に、「学校全体に」という文言があるが、いつも必ず「学校全体に」ではなく、状況に応じて学年や教科、分掌ということも考えられるため、再考してほしい。	○ご指摘を踏まえ、項目22及び27については、「学校全体に」を「校内に」と修正いたします。項目29については、「組織運営期」の教員に求められる役割として、今日的な教育の動向を把握し、学校全体に広めることも重要であると考え、案文のままとしたいと考えます。
⑮	○項目33について、「同僚とともに」という記載があると、苦手な方がいる場合に達成が困難になってしまうことが危惧される。この文言を削除した方が、一人一人がICTに積極的に向き合うことが期待できると考える。	○ICT機器の操作や活用等を苦手としている方については、特に、日常的な同僚の支えや職場内のOJTによって、少しずつスキルと意欲の向上が図られていくことが重要であると考えております。また、得意なところを活かし合い支え合う中で、同僚性が高まっていくことも大切であると考えております。こうした観点から、「同僚とともに」という文言を残したいと考えます。
<b>教員指標「教諭用B」について</b>		
⑯	○項目8について、教職にあるものが地域に積極的に関わるといふ理念は理解できる。しかし、「教職」という仕事の素養として掲げるべきものなのか、再考してほしい。	○新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす上で、教員一人一人が、教育関係者以外の多様な方々との交流等を通じて、多面的なものの見方・考え方を身に付けていくことは重要であると考えており、こうした観点から、左記の⑭及び⑮のご意見には、共通性があると考えております。また、学校と地域の連携・協働により、地域の特色を活かした学校づくりを行っていくためには、教員一人一人が、地域の一員として地域活動に参画するなどの経験を重ねることが大切だと考えます。さらに、こうした経験等を通じて自らの資質向上を図る時期は、学校の業務にある程度習熟してくる成長期が適していると考え、教諭用Bの項目8を「 <u>地域の</u> 一員として地域活動に参加することなどを <u>通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。</u> 」と修正いたします。（※下線部を修正）
⑰	○多様化の進む学校教育において、教育関係者以外の方々との交流によって身に付けた多面的な考え方がますます大切になってくると思うので、始発期にこうした考え方を身に付ける項目が必要と考える。	

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
教員指標「養護教諭用A」について		
⑱	○「養護教育力」及び「栄養教諭力」という言葉は、一般的に使用されている文言ではないので、再検討いただきたい。	○ご指摘を踏まえ、「養護教育力」及び「栄養教諭力」という文言については削除いたします。
⑲	○「養護教諭用A」の項目26は、当たり前前のことで、指標にあげるまでもないのではないかと。	○ご指摘の趣旨を踏まえた上で、なお、児童生徒の委員会活動や、学校保健委員会活動等の組織・運営を行う上でコミュニケーション能力は重要な基盤であると考え、「 <u>良好なコミュニケーション</u> 」と修正いたします。（※下線部を追加）
教員指標「校長用」について		
⑳	○「校長用」の項目4に、「師表」という文言があるが、一般的に馴染みのない文言であるため、そのまま用いるのであれば、説明が必要なのではないかと。	○ご指摘を踏まえ、「10 指標の文言」に、「師表」に関する説明及び出典について加筆し、校長用「指標」の項目4の文言を、「教育公務員として自ら法令を遵守し、『師表』 <u>となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね</u> 教職員を指導する。」と修正いたします。（※下線部を修正）
21	○本県での「働き方改革」を実効あるものとするために、「校長用」指標に、「タイムマネジメント」の観点を加えていただきたい。	○ご指摘を踏まえ、校長用「指標」の項目11の文言を、「 <u>業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。</u> 」という文言に修正いたします。（※下線部を修正）